

予算特別委員会資料

令和4年度予算説明書

健康局

目 次

1	令和4年度 健康局予算の概要	1
2	一 般 会 計	
	(1) 歳入歳出予算一覧	13
	(2) 歳入予算の説明	15
	(3) 歳出予算の説明	19
	(4) 債務負担行為	26
3	特 別 会 計	
	〔1〕 介護保険事業費	
	(1) 歳入歳出予算一覧	28
	(2) 歳入予算の説明	30
	(3) 歳出予算の説明	31
4	議 案	
	第9号議案 神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件	33

1 令和4年度 健康局予算の概要

令和4年度 健康局予算の概要

(◎は新規施策、○は拡充施策を示しています。)

市民の生命・健康と安全を守るため、令和4年度は、

- ① 新型コロナウイルス感染症対策として、「感染拡大防止」や「医療提供体制の確保」、「新型コロナウイルスワクチンの接種」に引き続き全力で取り組むとともに、新型コロナウイルス感染症の健康二次被害への対策を行います。
- ② 誰もが健康になれるまち「健康創造都市K O B E」を目指し、健康寿命の延伸、健康格差の縮小、市民の健康づくりの取り組みを進めるとともに、地域医療の確保、くらしの安全を守る施策等を展開します。

【新型コロナウイルス感染症対策】 (数値は令和4年1月末現在)

1. 感染拡大防止

○ (1) 相談体制 [79,894千円]

新型コロナウイルス感染症に関する健康相談窓口である「新型コロナウイルス専用健康相談窓口」および日本滞在歴が5年以内の外国人で日本語での電話相談が困難な方を対象に、症状の相談や無料のPCR検査を案内する「外国人検査相談コールセンター」を運営します。

(2) 検査体制 [992,394千円]

新型コロナウイルス感染症が疑われる場合に、適切にPCR検査等を実施し、迅速な治療と感染拡大の防止をはかります。(市内一日あたり最大1,300検体)

重症化予防及びクラスターの未然防止をはかるため、社会福祉施設等においてPCR検査を実施します。

また、神戸市健康科学研究所において、市内の医療機関等から収集した陽性検体について、サーベイランスを実施することにより、新たな変異株を早期に発見できる体制を確保します。

○ (3) 保健所の体制強化 [一千円]

新型コロナウイルス感染症対策や感染症神戸モデルの推進、児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、令和3年度に引き続き、保健師を約30名増員し、体制強化をはかります。(令和3年4月246名から令和4年4月約280名、加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築)

2. 医療提供体制の確保

(1) 入院医療体制 [一千円]

感染症指定医療機関である中央市民病院および適切な感染予防策がとれる市内医療機関の連携のもと、1月末時点で373床(うち重症病床53床)、さらなる感染拡大時には最大418床(うち重症病床53床)のコロナ受入病床を確保しています。

（２）医療機関支援 [1,503,807千円]

新型コロナウイルス感染症に対応する市内医療機関を支援するため、患者の受入れ・検体採取を行う医療機関への助成や、遠隔ＩＣＵシステムによる診療サポートを実施します。

また、中央市民病院における重症患者用臨時病棟の運営および集中治療対応を行う看護師の確保・育成を支援するとともに、重症患者のコロナ治癒後の転院受け入れに対する支援も引き続き行います。

○（３）宿泊療養施設の運営 [4,199,647千円]

新型コロナウイルス感染症の軽症者等を受け入れる宿泊療養施設を６か所 760室運営します。（ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟、東横INN神戸三ノ宮駅市役所前、東横INN神戸三ノ宮Ⅰ、ホテルサンルートソプラ神戸アネッサ、神戸ポートタワーホテル、ホテルサンルートソプラ神戸）

また、入所者の入院調整中等に酸素投与が必要となった場合に備え、３か所の宿泊療養施設（ニチイ神戸ポートアイランドセンター宿泊棟、ホテルサンルートソプラ神戸アネッサ、神戸ポートタワーホテル）では、大きな流量の酸素が供給できる酸素供給設備を設置しています。

○（４）自宅療養者に対する支援 [269,335千円]

各保健センターおよび保健所において、自宅療養者の健康観察を行います。

症状が進行しつつある方に早期に外来受診や往診・電話診療・オンライン診療を行い、患者の状況に応じた迅速な対応を行います。

また、食料・衛生用品等の自宅への配送や、パルスオキシメーターの貸し出しを行う等、自宅療養に必要な支援を実施します。

○（５）新型コロナウイルス感染症の後遺症対策 [4,441千円]

新型コロナウイルス感染症の治療・療養後の倦怠感や、息苦しさ等の後遺症に関する悩みを抱えている方への相談窓口である「後遺症相談ダイヤル」を運営します。

また、令和３年１２月～令和４年１月に実施した「新型コロナウイルス感染症後遺症実態調査」の結果を踏まえ、より実態に即した対応を行います。

３．新型コロナウイルスワクチンの接種 [8,578,242千円]

昨年度に引き続き、神戸市・一般社団法人 神戸市医師会・公益社団法人 神戸市民間病院協会・公益社団法人 神戸市歯科医師会・一般社団法人 神戸市薬剤師会と合同で「神戸市新型コロナウイルスワクチン接種連携本部」を設置し、公的病院の協力も得ながら、ワクチン接種について連携して取り組みます。

各区に設置している集団接種会場や産学官連携による大規模接種会場の運営、配慮を要する方向への接種会場の設置、巡回接種の実施等により、安全かつ迅速にできるだけ多くの方に接種いただけるよう取り組んでいきます。

４．新型コロナウイルス感染症の健康二次被害対策

◎（１）高齢者の健康づくり支援 [22,000千円]

コロナ禍における外出への不安により、医療機関への受診控えや活動量の低下による高齢者のフレイルや認知機能の低下が懸念されていることから、高齢者が気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を運営します。

◎（２）がん検診の受診機会の確保 [25,000千円（うち、２月補正 25,000千円）]

コロナ禍におけるがん検診の中止により受診機会を失った 40 歳総合健診の未受診者に改めて無料受診券を送付し、再度の受診機会を提供します。

（３）精神保健相談の実施 [28,000千円]

コロナ禍における生活様式等の変化から生まれる精神的負担に対し、各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいてこころの相談を実施します。また、自殺対策として「神戸市こころといのちの電話相談」を運営します。

◎（４）精神保健福祉対策の強化 [一千円]

各区保健福祉部において、精神保健福祉手帳の新規申請者に対し、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

また、対応困難事例について、精神保健福祉センターの「区でかけるチーム」が定期的に巡回し、各区に対し支援方法を助言することにより、市民サービスの質の向上をはかります。

【健康創造都市KOBЕの推進】

1. 健康創造都市KOBЕの推進

(1) ヘルスケアデータの活用 [43,394千円]

医療・介護等のレセプトデータや健診データを連結・匿名化した新たな情報基盤である「ヘルスケアデータ連携システム」等で得られたデータを活用し、学術機関等と協働した開発・研究や実証事業に取り組み、市民への効果的なフィードバックを行うとともに、科学的根拠に基づく保健事業を推進します。

(2) データを活用した高齢者の医療・介護予防の実施 [96,303千円]

医療・介護レセプト等から抽出したデータの活用により、糖尿病性腎症や低栄養等のハイリスク者の抽出や地域の健康課題の明確化を行い、医療専門職が個別指導（電話、面接、訪問）と、つどいの場での健康教育・相談を実施することで、より効果的にフレイル予防や疾病予防に取り組みます。

◎(3) 高齢者の健康づくり支援 [22,000千円]【再掲】

コロナ禍における外出への不安により、医療機関への受診控えや活動量の低下による高齢者のフレイルや認知機能の低下が懸念されていることから、高齢者が気軽に相談できる「シニア健康相談ダイヤル」を運営します。

2. がん対策の推進

(1) がん検診 [1,117,515千円（うち、2月補正25,000千円）]【一部再掲】

◎①受診しやすい環境整備

40歳総合健診受診券や、20歳の女性を対象とした子宮頸がん検診無料クーポン券配布等の受診勧奨に加え、特定健診とがん検診が同日に受診可能なセット健診を実施します。

市民の利便性向上のため、新たに集団健診へのWEB予約システムの導入や、大腸がん検診（郵送方式）へのキャッシュレス決済を導入します。

また、コロナ禍におけるがん検診の中止により受診機会を失った40歳総合健診の未受診者に改めて無料受診券を送付し、再度の受診機会を提供します。

◎②乳がん検診における高濃度乳房の通知

乳腺が多く脂肪が少ない乳房構成であるために、マンモグラフィ検査によって異常を見つけにくい場合のある「高濃度乳房」と判定された方について、がん検診の結果通知を行う際に同時に高濃度乳房であるとの通知を行うことで、自身の乳房構成を認知させるとともに、プレスト・アウェアネス（乳房を意識する生活習慣）の啓発を推進します。

(2) がん患者の治療と社会参加等の両立支援 [24,662千円]

がん患者の療養生活の質（QOL）の向上および経済的負担の軽減と社会復帰を支援するため、抗がん剤や放射線治療等のがん治療の影響による脱毛や手術による乳房切除等、外見の変化への不安を持つがん患者に対し、ウィッグや人工乳房等の外見補正にかかる用具の購入経費の一部を助成します。

がん患者のための就労支援講演会の実施等、がん患者の現状や課題について情報提供を行います。

3. 難病対策 [3,242,068 千円]

原因が不明で治療法が確立していない難病のうち、国が指定する 338 疾病について医療費を助成するほか、難病患者等に対する相談・支援、地域交流活動の推進および就労支援等を行う拠点施設として「難病相談支援センター」を運営します。

災害時における在宅人工呼吸器使用者の安全確保のため、非常用電源装置等の購入に係る費用の一部を助成します。

4. 歯と口腔の健康づくり対策

(1) オーラルフレイル対策 [7,360 千円]

65 歳の市民を対象に、地域の歯科医院において、オーラルフレイルチェックを行い、口腔機能の回復を図ることで心身のフレイル予防へと繋がります。

さらに、チェックの結果、口腔機能の低下が認められ、介護予防の取組みが必要な場合は、あんしんすこやかセンターと連携し、支援が必要な方を適切なサービスへ繋がります。

(2) フッ化物洗口・塗布の実施 [3,028 千円]

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデルそれぞれ 2 校において実施します。また、1 歳 6 か月児及び 3 歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

(3) 歯周病対策 [55,703 千円]

歯の喪失の主な原因である歯周病等を早期発見することを目的に、満 40 歳・50 歳・60 歳の方を対象とした歯周病検診及び、妊婦と 75 歳の方を対象とした歯科健診を実施します。

5. 精神保健対策

◎ (1) 精神保健福祉対策の強化 [一千万円]【再掲】

各区保健福祉部において、精神保健福祉手帳の新規申請者に対し、保健師等による全員面接を実施し、精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。

また、対応困難事例について、精神保健福祉センターの「区でかけるチーム」が定期的に巡回し、各区に対し支援方法を助言することにより、市民サービスの質の向上をはかります。

(2) 精神障害者の地域移行・地域定着の推進 [30,160 千円]

退院可能な精神障害者が、地域での生活に円滑に移行できるよう、精神科病院の入院経験等自らの経験をもとに具体的アドバイスができるピアサポーターの養成およびピアサポーターによる精神科病院での支援活動等により、地域移行・地域定着の取り組みを推進します。また、措置入院等の精神障害者が、必要な医療・介護・福祉等の支援を途切れさせることなく地域で暮らせるよう、継続支援チームによる支援を行います。

○ (3) 各種相談の実施 [1,660 千円]【一部再掲】

各区保健福祉部、精神保健福祉センターにおいて、当事者・家族等からの精神疾患に関する相談を受ける精神保健福祉相談を実施します。また、自殺対策として「神戸市こころといのちの電話相談」を運

営します。

また、精神保健福祉センターでの依存症に関する専門相談の対象を、アルコール・薬物依存に加え、ギャンブル・ゲーム依存にも拡充するほか、兵庫県と共同で設置している「ひょうご・こうべ依存症対策センター」における専門相談や支援者の養成等により、依存症患者およびその家族等に対する包括的な支援を行います。

6. 食育の推進 [12,172 千円]

子育て中の保護者を対象にした離乳食の作り方講座の拡充やK O B E子育て応援レシピの認知度向上、若い世代の朝食欠食率改善事業、栄養相談ダイヤルの運営により、生涯を通じた切れ目のない食育推進に取り組めます。

また、子育て世代の関心が高い食物アレルギー対策として、誰もが食を楽しめることを目的に、市内飲食店での「食物アレルギー対応取組店」制度の周知拡大をはかり、食物アレルギー対策を推進します。

◎7. 神戸市看護大学の運営・地域への貢献 [1,010,768 千円（うち、2月補正 40,000 千円）]

保健・医療・福祉の教育研究拠点として、看護人材の育成や、質の高い教育研究活動に取り組むとともに、産学官の連携による地域貢献活動を展開します。

受験者数の増加および市内就職率の向上に向けた取り組みとして、令和5年度入学者より入学金を減額するとともに、令和4年度卒業生より市内医療機関等に就職した場合に奨励金を支給する制度を創設します。

また、新型コロナウイルス感染症に伴うフレイルや認知症、精神疾患等の健康問題の増加に対し、健康に関するオンライン相談窓口、慢性疾患患者の重症化予防に向けたオンライン看護、ICTを活用した専門職・事業者等への支援を引き続き展開します。

【地域医療の確保】

1. 地域医療の確保

(1) 救急医療体制の整備 [868,005 千円]

市民がそれぞれの症状に応じた治療を受けることができるよう、初期（一次）から三次までの救急医療体制を確保しています。

軽症患者に対応する市内4か所の急病診療所の運営により、二次・三次救急医療機関の負担を軽減し、持続可能な救急医療体制を確保します。

(2) 北神地域急性期医療の確保・充実 [110,000 千円]

「北神・三田地域の急性期医療の確保に関する検討委員会」での議論を踏まえ、北神地域の急性期医療を将来にわたって確保・充実させるための具体的方策を検討します。

北神地域の急性期医療・救急医療を確保・充実させる観点から、地域周産期母子医療センターの機能維持に対する支援を継続します。

2. 市民病院の運営 [9,457,953 千円]

地域医療機関との連携・役割分担のもと、救急医療や高度・専門医療等の政策的医療を担い、質の高い医療を安定的に提供することで市民の生命と健康を守る役割を果たすとともに、いち早く市民に最新の医療を提供できるよう、神戸医療産業都市の中核機関である中央市民病院の臨床研究推進センターを中心に、治験・臨床研究のさらなる推進をはかります。

また、令和10年度の新西市民病院の開院に向けて、新西市民病院整備基本構想（令和3年度策定）を踏まえ、各診療部門の施設整備等について検討を進め、基本計画を策定します。

◎3. リハビリテーション医療の動向に関する調査 [3,000 千円]

本格的な超高齢社会を迎え、65歳以上の高齢者の人口がピークとなる2040年問題への対応が必要となる中、今後リハビリテーション医療に求められる役割が非常に重要となることから、これからのリハビリテーション医療のあり方に関する調査を行います。

◎4. 市民病院を中心とした地域医療充実のためのDX推進 [10,000 千円]

市民病院機構が進める4病院間における医療情報の連携強化の取り組みを基礎として、地域の医療機関との効果的な情報連携を実現するため、必要となる方策や期待される効果等について詳細な調査を行い、市民病院を中心とした地域医療充実のためのDX推進に関するグランドデザインを策定します。

【くらしの安全を守る】

◎ 1. 健康危機管理体制の強化 [34,500 千円 (うち、2月補正 34,500 千円)]

新型コロナウイルス感染症をはじめ、感染症や食中毒の検査・調査研究を行っている神戸市健康科学研究所において、今後の新興感染症等に備え、未知の病原体やまれな病原体にも迅速に対応できるよう、病原細菌を一括解析できる機器を導入し、先端機器が生み出す膨大なデータを処理する「バイオインフォマティクス (バイオロジー (生物学) とインフォマティクス (情報学) が融合した新たな技術革新)」体制を整備し、高度な危機管理体制を構築します。

◎ 2. 斎場・墓園の再整備 [447,000 千円 (うち、2月補正 24,000 千円)]

今後 20 年間で約 1.4 倍の増加が見込まれる等、増え続ける火葬需要に対応するため、老朽化した西神斎場の火葬炉の更新を引き続き進めます。加えて、鶴越斎場の建替計画等の策定を行います。

また、墓園管理業務について、民間活力を導入するため、市立墓園への指定管理者制度の令和 5 年度からの導入に向けた準備を行います。

3. こうべ動物共生センターの運営 [47,187 千円]

令和 3 年度にしあわせの村内に新たに開設した「こうべ動物共生センター」にて、犬猫の譲渡事業や、動物を介して人の健康に寄与するアニマルセラピー等の事業を実施し、動物愛護事業の充実をはかります。

◎ 4. 銭湯の持続的経営支援および活性化 [73,150 千円 (うち、2月補正 5,460 千円)]

若い世代に銭湯に興味を持ってもらうことを目的として、令和 4 年度は、市内大学生を対象とした入浴料無料制度を期間限定で試行実施します。また、大人と子どもで銭湯を利用した場合の入浴料割引も引き続き実施します。

加えて、老朽化した設備の改修助成制度を拡充し、銭湯の持続的経営支援および活性化をはかります。

【子育てしやすい環境の整備】

○1. 予防接種の実施 [4,975,942 千円]

子育て世代の経済的負担軽減のため、任意予防接種である小児のインフルエンザワクチン（1～13歳未満）、おたふくかぜワクチン（1～3歳未満）の接種費用を一部助成します。また、小児がん治療等のため、定期予防接種で獲得した抗体が失われた場合に実施する予防接種の再接種にかかる費用を助成します。

子宮頸がんワクチンの積極的な勧奨が再開されることに伴い、定期接種対象者に対して、ワクチン接種の個別の通知を行います。また、積極的勧奨を控えてきたことにより定期接種の機会を逃した世代に対する無料接種を実施します。

妊婦の罹患による出生児の先天性風疹症候群（CRS）を予防するため、風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査・定期予防接種を引き続き実施します。

2. フッ化物洗口・塗布の実施 [3,028 千円]【再掲】

むし歯予防の効果的な手段であるフッ化物洗口・塗布を、外部人材を活用しながら、小学校のモデル2校において実施します。また、1歳6か月児及び3歳児健診でのフッ化物塗布により、子どもの歯・口の健康づくりを推進します。

【保健所の体制強化・DX推進】

○1. 保健所の体制強化 〔一千円〕【再掲】

新型コロナウイルス感染症対策や感染症神戸モデルの推進、児童・高齢者の虐待対応等、高まる保健福祉ニーズに的確に対応するため、令和3年度に引き続き、保健師を約30名増員し、体制強化をはかります。(令和3年4月246名から令和4年4月約280名、加えて年度途中の採用により約300名の体制を構築)

○2. 保健所のDX推進 〔89,852千円(うち、2月補正22,000千円)〕

患者データ管理アプリの活用や結核患者情報のシステム化等、デジタル技術の活用による業務効率化を行い、保健所業務のデジタル化を推進します。

また、衛生監視事務所においては、電子申請システムの運用、窓口での手数料収納事務のキャッシュレス決済の推進により市民の利便性向上をはかるほか、衛生監視事務所の業務全般についてペーパーレス化を進め、業務の効率化をはかります。

2 一 般 会 計

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
17 使用料及手数料	1,602,715	1,499,013	103,702	
1 使用料	1,027,707	1,087,710	△60,003	
1 総務使用料	126	-	126	
2 区役所	126	-	126	
4 衛生使用料	1,027,581	1,087,710	△60,129	
1 斎場	226,908	213,268	13,640	鴨越斎場等
2 当初墓地	340,014	425,111	△85,097	鴨越墓園等
3 年間墓地	414,659	403,765	10,894	鴨越墓園等
4 保健所	27,097	26,906	191	建物使用料等
5 健康づくりセンター	18,303	18,109	194	建物使用料
6 神戸こども初期 急病センター	600	551	49	建物使用料等
2 手数料	575,008	411,303	163,705	
1 証紙収入	9,914	10,543	△629	
1 証紙収入	9,914	10,543	△629	
4 衛生手数料	565,094	400,760	164,334	
1 健康科学研究所	321,935	149,742	172,193	検査料
2 営業指導	4,948	4,944	4	営業許可等
3 食品衛生	77,899	76,554	1,345	営業許可
4 食肉検査	12,200	11,830	370	検査料
5 動物登録	48,123	47,431	692	登録料等
6 保健所	97,023	107,858	△10,835	検診料等
7 衛生諸証明	1,287	296	991	文書料等
8 こうべ市 歯科センター	7	7	-	文書料等
9 墓園承継・ 埋葬証明	1,672	2,098	△426	文書料等
18 国庫支出金	11,743,327	10,591,404	1,151,923	
1 負担金	10,982,854	10,198,598	784,256	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比 較	説 明
			2 衛 生 費 負 担 金	10,982,854	10,198,598	784,256	
			2 疾 病 予 防 費 負 担 金	9,261,139	8,596,106	665,033	
			3 保 健 事 業 費 負 担 金	1,680,602	1,560,154	120,448	
			4 結 核 医 療 費 負 担 金	41,113	42,338	△1,225	
			2 補 助 金	740,527	369,990	370,537	
			2 民 生 費 補 助	74,602	88,506	△13,904	
			1 生 活 困 窮 者 自 立 支 援 法 補 助 金	-	238	△238	
			2 生 活 保 護 費 補 助	12,406	12,110	296	
			5 障 害 者 福 祉 費 補 助	2,580	2,580	-	
			6 精 神 保 健 費 補 助	59,616	73,578	△13,962	
			3 衛 生 費 補 助	665,925	281,384	384,541	
			2 疾 病 予 防 費 補 助	645,045	261,055	383,990	
			3 地 域 保 健 医 療 推 進 費 補 助	1,412	1,412	-	
			4 結 核 医 療 費 補 助	3,612	3,571	41	
			5 保 健 衛 生 施 設 整 備 費 補 助	3,474	2,164	1,310	
			6 環 境 保 健 費 補 助	12,382	13,182	△800	
			6 農 政 費 補 助	-	100	△100	
			1 流 通 対 策 費 補 助	-	100	△100	
			3 委 託 金	19,946	22,816	△2,870	
			3 其 他 委 託 金	19,946	22,816	△2,870	
			2 国 民 栄 養 調 査 委 託 金	5,000	4,142	858	
			3 環 境 保 健 サ ー ベ イ ラ ン ス 事 業 委 託 金	9	76	△67	
			4 公 害 対 策 委 託 金	14,937	18,598	△3,661	
			19 県 支 出 金	5,153,889	1,665,725	3,488,164	
			2 補 助 金	5,138,526	1,653,586	3,484,940	
			2 民 生 費 補 助	31,257	24,856	6,401	
			6 障 害 者 福 祉 費 補 助	1,290	1,290	-	

(単位:千円)

款	項	目	節	今年度	前年度	比 較	説 明
			7 精神保健費補助	29,967	23,566	6,401	
		3	衛生費補助	5,107,269	1,628,730	3,478,539	
			1 休日夜間救急 対策費補助	13,355	13,373	△18	
			2 予防接種費補助	38,158	51,912	△13,754	
			3 保健衛生費補助	430,400	237,139	193,261	
			4 新型コロナウイルス緊急 包括支援交付金	4,604,356	1,326,306	3,278,050	
			5 新型コロナセーフティ ネット強化交付金	21,000	-	21,000	
		3	委託金	15,363	12,139	3,224	
			3 衛生費委託金	15,363	12,139	3,224	
			1 衛生統計委託金	14,613	11,120	3,493	
			2 医療提供体制 推進事業委託金	750	1,019	△269	
20	財	産	収入	12,712	13,594	△882	
		1	財産運用収入	12,712	13,594	△882	
			1 貸地料	10,578	10,668	△90	
			3 一般土地	10,578	10,668	△90	
			2 貸家料	2,134	2,926	△792	
			7 一般建物	2,134	2,926	△792	自動販売機設置料等
21	寄	附	金	101,582	26,535	75,047	
		1	寄附金	101,582	26,535	75,047	
			2 其他寄附	101,582	26,535	75,047	
			12 健康局	101,582	26,535	75,047	
22	繰	入	金	21	454,219	△454,198	
		2	基金繰入金	21	454,219	△454,198	
			1 基金繰入金	21	454,219	△454,198	
			1 都市整備等 基金繰入	-	444,198	△444,198	
			5 市民福祉振興 基金繰入	21	10,021	△10,000	
24	諸	収	入	6,784,376	4,361,658	2,422,718	

(単位:千円)

款 項 目 節	今年度	前年度	比 較	説 明
1 納 付 金	574,701	606,122	△31,421	
3 衛 生 費 納 付 金	574,701	606,122	△31,421	
1 健康被害予防事業	10,154	7,789	2,365	公害健康被害予防事業助成金
2 健康被害救済費	564,547	598,333	△33,786	健康被害救済措置に係る納付金
4 受 託 事 業 収 入	8	8	-	
2 其 他 受 託 収 入	8	8	-	
4 石綿健康被害救済給付業務	8	8	-	
5 貸 付 金 元 利 収 入	5,944,958	3,519,067	2,425,891	
3 其 他 貸 付 金 返 還 金	5,944,958	3,519,067	2,425,891	
4 市 民 病 院 機 構 等 貸 付 金	5,944,958	3,519,067	2,425,891	
7 雑 入	264,709	236,461	28,248	
5 償 還 金	2,185	2,746	△561	
16 狂 犬 病 予 防	52	52	-	飼犬の予防注射料等
17 動 物 管 理 セ ン タ ー	20	20	-	施設内自販機等の電気代等
18 畜 場	726	920	△194	施設内自販機等の電気代等
19 墓 地	1,387	1,754	△367	施設内自販機等の電気代等
9 雑 入	262,524	233,715	28,809	
8 健 康 局 (衛生費・教育費)	262,524	233,715	28,809	
25 市 債	3,702,000	2,579,000	1,123,000	
1 市 債	3,702,000	2,579,000	1,123,000	
2 衛 生 債	3,702,000	2,579,000	1,123,000	
1 神 戸 市 民 病 院 機 構 貸 付 金 公 債	3,262,000	2,265,000	997,000	市民病院の整備等にかかる神戸市民病院機構への貸付金の起債承認見込額
2 保 健 衛 生 施 設 整 備 事 業 公 債	440,000	314,000	126,000	市立畜場等の改修にかかる起債承認見込額
歳 入 合 計	29,100,622	21,191,148	7,909,474	

(3) 歳出予算の説明（_____は新規事業を示す。）

第5款 衛生費

(項名) 衛生総務費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費	44,740,702	37,825,993	6,914,709	16,894,766	3,675,000	2,556,448	21,614,488	
1 衛 生 総 務 費	15,782,334	14,604,611	1,177,723	53,991	3,305,000	59,035	12,364,308	
1 職 員 費	4,719,318	3,540,826	1,178,492	34,770	-	908	4,683,640	
2 衛 生 総 務 費	1,610,063	1,618,239	△8,176	19,221	43,000	58,127	1,489,715	
3 市 民 病 院 費	9,452,953	9,445,546	7,407	-	3,262,000	-	6,190,953	

1 職員費

健康局所属職員の給料、職員手当等の経費 4,719,318 千円

2 衛生総務費

1,610,063 千円

地域医療、救急医療等の医療供給体制の整備及び保健サービスの基盤整備に要する経費

- (1) 救急医療対策 537,515 千円
- (2) 救急安心センターの運営 102,344 千円
- (3) 神戸こども初期急病センターの運営 269,996 千円
- (4) こうべ市歯科センターの運営 85,584 千円
- (5) 北神地域の医療提供体制確保 110,000 千円
- (6) 看護師等確保支援対策 35,582 千円
- (7) 訪問看護ステーションの機能強化 5,000 千円
- (8) 市立施設等管理・老朽改修等 160,122 千円
- (9) 市民病院を中心とした地域医療充実のためのDX推進 9,000 千円
- (10) リハビリテーション医療の動向に関する調査 3,000 千円
- (11) その他一般事務費等 291,920 千円

3 市民病院費

9,452,953 千円

地方独立行政法人神戸市民病院機構の運営に要する経費 8,931,453 千円

市民病院への新型コロナウイルス感染症対応支援 521,500 千円

(項名) 公衆衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
2 公 衆 衛 生 費	27,304,487	21,554,222	5,750,265	16,837,301	-	917,088	9,550,098	
2 保 健 予 防 費	21,229,657	15,631,666	5,597,991	14,890,689	-	58,850	6,280,118	
3 地 域 保 健 費	6,074,830	5,922,556	152,274	1,946,612	-	858,238	3,269,980	

2 保健予防費

21,229,657 千円

感染症予防、予防接種等に要する経費

(1) 新型コロナウイルス対策に要する経費

15,681,939 千円

- ・ワクチンの接種 8,578,242 千円
- ・相談体制の整備 84,335 千円
- ・調査等にかかる事務費 614,340 千円
- ・検査の実施 678,293 千円
- ・入院医療費公費負担 275,440 千円
- ・医療提供体制の確保 982,307 千円
- ・宿泊療養施設の運営 4,199,647 千円
- ・自宅療養者に対する支援 269,335 千円

(2) 感染症対策に要する経費

30,857 千円

(3) 予防接種に要する経費

5,035,952 千円

- ・予防接種 4,980,748 千円

(高齢者インフルエンザ、高齢者肺炎球菌、小児インフルエンザ、小児おたふくかぜ、妊婦等風しん等)

- ・健康被害救済 55,204 千円

(4) 保健所業務のデジタル化

60,909 千円

(5) 過年度支出(国庫支出金等返還金)

420,000 千円

3 地域保健費

6,074,830 千円

地域保健対策の推進等に要する経費及び保健所事業に要する経費

(1) 生涯を通じた健康づくりに要する経費		175,555 千円
・市民PHRシステムの活用	43,394 千円	
・健康創造都市KOBEの推進	22,153 千円	
・受動喫煙防止対策	1,533 千円	
・食育の推進	12,172 千円	
・高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	96,303 千円	
(2) 健康増進事業に要する経費		1,257,068 千円
・健康管理・疾病予防	2,630 千円	
・健康教育・相談	10,012 千円	
・ <u>シニア健康相談ダイヤル</u>	22,000 千円	
・健康診査・検診等	1,165,911 千円	
(胃がん検診、子宮頸がん検診、肺がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、 前立腺がん検診、乳幼児健康診査、若年者等への健診、がん患者のアピアランスケア支援等)		
・ <u>がん検診を受診しやすい環境整備</u>	4,000 千円	
・肝炎ウイルス検査等	39,407 千円	
・こうべ健康いきいきサポートシステム	13,108 千円	
(3) 難病施策等に要する経費		3,246,668 千円
・難病医療	3,213,768 千円	
・難病専門相談(難病相談支援センター設置等)	28,300 千円	
・臓器移植等	4,600 千円	
(4) 歯科口腔保健推進に要する経費		87,487 千円
・口腔保健支援センターの運営	2,468 千円	
・訪問歯科診療、口腔ケア事業	10,500 千円	
・口腔がん検診	10,000 千円	
・成人歯科健康診査	55,703 千円	
(歯周病検診、後期高齢者歯科健診、妊婦歯科健診)		
・小学校フッ化物利用モデル事業・幼児フッ化物塗布	3,028 千円	
・歯科保健事業等	5,788 千円	
(5) 結核対策に要する経費		178,744 千円
・結核医療費公費負担	58,437 千円	
・結核健診	109,622 千円	
・結核感染防止対策等	10,685 千円	

(6) 環境保健事業に要する経費		605,343 千円
・補償給付	564,834 千円	
・認定給付事務等	25,321 千円	
・アスベスト健康管理支援事業	15,188 千円	
(7) 精神保健対策		207,348 千円
・精神保健医療	50,791 千円	
・精神障害者退院等支援	30,160 千円	
・精神科救急医療体制の整備	47,464 千円	
・災害時等こころの健康支援	200 千円	
・自殺対策	48,375 千円	
・依存症対策	1,660 千円	
・精神保健福祉センターの運営	28,698 千円	
(8) 保健所の専門的・技術的業務の推進に要する経費		65,598 千円
・保健所情報提供事業等	24,470 千円	
・感染症発生動向調査	24,675 千円	
・医務・薬務・献血・薬物等対策	15,802 千円	
・公衆衛生人材育成	473 千円	
・医療安全相談窓口業務	178 千円	
(9) 保健所及び保健センターの管理運営等に要する経費		171,039 千円
(10) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		79,980 千円

(項名) 環境衛生費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
5 衛 生 費								
3 環 境 衛 生 費	1,653,881	1,667,160	△13,279	3,474	370,000	1,580,325	△299,918	
1 環 境 衛 生 費	432,534	545,179	△112,645	1,758	-	209,858	220,918	
2 健 康 科 学 研 究 所 費	266,569	332,205	△65,636	1,716	-	351,907	△87,054	
3 斎 園 費	954,778	789,776	165,002	-	370,000	1,018,560	△433,782	

1 環境衛生費

432,534 千円

環境衛生、食品衛生及び動物衛生に要する経費

(1) 環境衛生に要する経費(公衆浴場法, 旅館業法等)

137,561 千円

- ・公衆浴場、理・美容所等の営業許可及び指導 2,560 千円
- ・一般公衆浴場の振興 67,690 千円
- ・飲料水等の衛生対策 4,610 千円
- ・その他環境衛生対策 9,117 千円
- ・衛生監視事務所の管理・運営 53,584 千円

(2) 食品衛生に要する経費(食品衛生法等)

114,326 千円

- ・飲食店等の営業許可及び監視指導等 25,209 千円
- ・食中毒対策・HACCP導入支援 31,140 千円
- ・腸管出血性大腸菌感染症対策(O157対策) 2,586 千円
- ・中央卸売市場食品検査 23,414 千円
- ・食肉検査 27,772 千円
- ・牛海綿状脳症対策(BSE対策) 767 千円
- ・検査の信頼性確保対策(GLP対策) 3,083 千円

・食品環境汚染物質対策	355 千円	
(3) 動物衛生に要する経費(狂犬病予防法等)		180,627 千円
・動物管理センター・こうべ動物共生センターの運営	78,865 千円	
・飼犬登録及び狂犬病予防注射	66,214 千円	
・動物愛護推進事業	35,548 千円	
(4) 過年度支出(国庫支出金等返還金)		20 千円
2 健康科学研究所費		266,569 千円
行政上の科学的、技術的な試験検査及び調査研究並びに各種検査に要する経費		
(1) 検査及び庁舎管理費等		242,953 千円
(2) 調査研究		23,616 千円
3 斎園費		954,778 千円
市立斎場・墓園の管理運営及び改修・整備に要する経費		
(1) 斎場の管理運営		184,805 千円
(2) 墓園の管理運営		343,373 千円
(3) 斎場の改修・整備		426,600 千円

第13款 教育費

(項名) 看護大学費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
13 教 育 費	970,768	950,956	19,812	2,450	27,000	-	941,318	
9 看 護 大 学 費	970,768	950,956	19,812	2,450	27,000	-	941,318	
1 運 営 費	970,768	950,956	19,812	2,450	27,000	-	941,318	

1 運営費	970,768 千円
公立大学法人神戸市看護大学の運営に要する経費	941,768 千円
<u>受験者数の確保に向けた入学金の引き下げ</u>	14,000 千円
看護大学による健康問題増加への先行的対策に要する経費	15,000 千円

(4) 債務負担行為

(単位:千円)

事項名	期間	限度額	左の財源内訳				備考
			国県支出金	市債	その他	一般財源	
(1) 神戸こども初期急病センター屋上防水等改修工事	令和4年度 ～ 令和5年度	25,000	-	25,000	-	-	
(2) 健康科学研究所空調等機械設備改修工事	令和4年度 ～ 令和5年度	86,000	-	64,000	-	22,000	
(3) 神戸市看護大学市内就職奨励金事業	令和4年度 ～ 令和5年度	10,000	-	-	-	10,000	

3 特 別 会 計

〔1〕介護保険事業費

(1) 歳入歳出予算一覧

(単位:千円)

歳 入		金 額	備 考
款	項		
1 保 險 料		40,690	
	1 介 護 保 險 料	40,690	
2 国 庫 支 出 金		65,814	
	2 国 庫 補 助 金	65,814	
3 県 支 出 金		32,867	
	2 県 補 助 金	32,867	
4 支 払 基 金 交 付 金		5,038	
	1 支 払 基 金 交 付 金	5,038	
5 繰 入 金		32,867	
	1 一 般 会 計 繰 入 金	32,867	
歳 入 合 計		177,276	

(単位:千円)

歳 出		金 額	備 考
款	項		
3 地 域 支 援 事 業 費		177,276	
	1 地 域 支 援 事 業 費	177,276	
歳 出 合 計		177,276	

(2) 歳入予算の説明

(単位:千円)

款 項 目 節	本 年 度	前 年 度	比 較	説 明
1 保 險 料	40,690	37,797	2,893	
1 介 護 保 險 料	40,690	37,797	2,893	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	40,690	37,797	2,893	
1 第 1 号 被 保 險 者 料	40,690	37,797	2,893	
2 国 庫 支 出 金	65,814	62,638	3,176	
2 国 庫 補 助 金	65,814	62,638	3,176	
1 調 整 交 付 金	721	67	654	
1 調 整 交 付 金	721	67	654	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	65,093	62,571	2,522	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	4,026	1,504	2,522	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	61,067	61,067	-	
3 県 支 出 金	32,867	31,286	1,581	
2 県 補 助 金	32,867	31,286	1,581	
1 地 域 支 援 事 業 交 付 金	32,867	31,286	1,581	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	2,333	752	1,581	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 交 付 金	30,534	30,534	-	
4 支 払 基 金 交 付 金	5,038	1,623	3,415	
1 支 払 基 金 交 付 金	5,038	1,623	3,415	
2 地 域 支 援 事 業 交 付 金	5,038	1,623	3,415	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 交 付 金	5,038	1,623	3,415	
5 繰 入 金	32,867	31,286	1,581	
1 一 般 会 計 繰 入 金	32,867	31,286	1,581	
2 地 域 支 援 事 業 繰 入 金	32,867	31,286	1,581	
2 一 般 介 護 予 防 事 業 繰 入 金	2,333	752	1,581	
3 包 括 的 支 援 事 業 等 繰 入 金	30,534	30,534	-	
歳 入 合 計	177,276	164,630	12,646	

(3) 歳出予算の説明

第3款 地域支援事業費

(項名) 地域支援事業費

(単位:千円)

款 項 目	本 年 度	前 年 度	比 較	本 年 度 の 財 源 内 訳				備 考
				国 県 支 出 金	市 債	そ の 他	一 般 財 源	
3 地域支援事業費	177,276	164,630	12,646	98,681	-	45,728	32,867	
1 地域支援事業費	177,276	164,630	12,646	98,681	-	45,728	32,867	
2 一般介護予防事業費	18,660	6,014	12,646	7,080	-	9,247	2,333	
3 包括的支援事業等費	158,616	158,616	-	91,601	-	36,481	30,534	

2 一般介護予防事業費

オーラルフレイル対策に要する経費

7,360 千円

シニア健康相談ダイヤルの運営に要する経費(一般会計への負担金)

11,300 千円

3 包括的支援事業等費

医療介護サポートセンター運営に要する経費

158,616 千円

4 議 案

第 9 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 4 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>神戸市立墓園又は附属施設の使用許可書</u>の書換え又は再交付 1 枚につき 600円</p> <p>(18)～(37) [略]</p> <p>(37の2) 農林水産物及び食品の輸出</p>	<p>(手数料)</p> <p>第 2 条 市長は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)～(16) [略]</p> <p>(17) <u>神戸市立墓園条例施行規則（昭和41年 3 月規則第114号）第11条の規定に基づく墓園又は附属施設の使用許可書</u>の書換え又は再交付 1 枚につき 600円</p> <p>(18)～(37) [略]</p> <p>(37の2) 農林水産物及び食品の輸出</p>

の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行の申請に対する審査 1件につき 870円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師等に関する法律

（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1件につき 8万円

(58) 臨床検査技師等に関する法律

施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師等に関する法律

施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師等に関する法律

第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1件につき 6万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第15条第2項の規定に基づく輸出証明書の発行の申請に対する審査 1件につき 870円

(37の3)～(56の3) [略]

(57) 臨床検査技師、衛生検査技師等

に関する法律（昭和33年法律第76号）第20条の3第1項の規定に基づく衛生検査所の登録の申請に対する審査 1件につき 8万円

(58) 臨床検査技師、衛生検査技師等

に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）第18条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の書換え交付 1件につき 8,200円

(59) 臨床検査技師、衛生検査技師等

に関する法律施行規則第19条第1項の規定に基づく衛生検査所の登録証明書の再交付 1件につき 8,200円

(60) 臨床検査技師、衛生検査技師等

に関する法律第20条の4第1項の規定に基づく衛生検査所についての登録の変更の申請に対する審査 1件につき 6万1,000円

(60の2)～(60の4) [略]

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第4項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第4項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第15項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第6項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

(60の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第12条第2項の規定に基づく第二種医薬品製造販売業許可の更新の申請に対する審査 1件につき 4,000円

(60の6) [略]

(60の7) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第13条第3項の規定に基づく製造業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 5,600円

(60の8) [略]

(60の9) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条第13項の規定に基づく同条第1項の規定により承認された事項の一部を変更しようとするときの承認の申請に対する審査 1品目につき 90円

(61)～(62の2) [略]

(62の3) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 1万1,000円

<p>(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令<u>第2条の3第1項</u>の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</p> <p>(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令<u>第2条の4第1項</u>の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円</p> <p>(62の6)～(158) [略]</p>	<p>(62の4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令<u>第1条の5第1項</u>の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,000円</p> <p>(62の5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令<u>第1条の6第1項</u>の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 2,900円</p> <p>(62の6)～(158) [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。